

質問回答書		発 注 機 関 名	資産活用課	メール本文には「発注機関名」、「案件名」、質問者の会社名、担当者名 及び連絡先を記載してください。 回答は佐賀県庁HPIに掲載します。 質問送付先: shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp
案件名：08資工第0120010-003号 伊万里総合庁舎照明設備改修工事		公 告 日	令和8年7月24日	
		質 問 回 答 期 限	令和8年8月6日(木)17時	
項	質 問	回 答		
1	設計図面特記仕様の、発生材の処理等の項目に「PCB使用機器の有無については、調査を行い結果を監督員に報告する。」と記載がありますが、切り抜き設計書には、PCB調査等の項目は計上されておりません。 製造年や外観で確認できない場合にのみ検体調査を行い、結果を報告するものと考えてよろしいでしょうか。 また、検体調査が必要になった場合の設計変更は認められるのでしょうか。ご教示願います。	貴見のとおりです。 なお、検体調査が必要な場合は、変更協議の対象とします。		
2	改修工事の際は、建築物のアスベスト調査が義務となっておりますが、切り抜き設計書にはアスベスト調査は計上されておりません。工事対象の建築物はすでに調査を行われており、アスベストが検出されなかったものとして、本工事での調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	アスベストみなし含有として積算して下さい。 なお、契約後、受注者による現地調査を行い、必要な調査費については、変更協議の対象とします。		
3				
4				
5				
6				
7				